

板倉町告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成27年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年12月4日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成27年12月8日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林 武 雄 君	2 番	針ヶ谷 稔 也 君
3 番	本 間 清 君	4 番	亀 井 伝 吉 君
5 番	島 田 麻 紀 さん	6 番	荒 井 英 世 君
7 番	今 村 好 市 君	8 番	小 森 谷 幸 雄 君
9 番	延 山 宗 一 君	1 0 番	黒 野 一 郎 君
1 1 番	市 川 初 江 さん	1 2 番	青 木 秀 夫 君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成27年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成27年12月8日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
日程第 4 議案第46号 板倉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
日程第 5 議案第47号 板倉町税条例等の一部改正について
日程第 6 議案第48号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について
日程第 7 議案第49号 板倉町下水道条例の一部改正について
日程第 8 議案第50号 板倉町水道事業の設置等に関する条例等の廃止について
日程第 9 議案第51号 群馬東部水道企業団の規約変更に関する協議について
日程第10 議案第52号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について
日程第11 議案第53号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第12 議案第54号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第13 議案第55号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第14 陳情第 4号 幹線用排水路の整備について
日程第15 陳情第 5号 町道1179号線の拡幅整備について
日程第16 陳情第 6号 大字離地先の仲伊谷田承水溝堤防溢水防止対策について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄君	2番	針ヶ谷稔也君
3番	本間清君	4番	亀井伝吉君
5番	島田麻紀さん	6番	荒井英世君
7番	今村好市君	8番	小森谷幸雄君
9番	延山宗一君	10番	黒野一郎君
11番	市川初江さん	12番	青木秀夫君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君

総務課長	根	岸	一	仁	君
企画財政課長	小	嶋		栄	君
戸籍税務課長	丸	山	英	幸	君
環境水道課長	荻	野	恭	司	君
福祉課長	小	野	田	博	君
健康介護課長	落	合		均	君
産業振興課長	橋	本	宏	海	君
都市建設課長	高	瀬	利	之	君
会計管理者	山	口	秀	雄	君
教育委員会 教務局長	多	田		孝	君
農業委員会 農務局長	橋	本	宏	海	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根	岸	光	男
庶務議事係長	川	野	辺	晴
行政安全係長兼 議事事務局書記	小	林	桂	樹

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（青木秀夫君） おはようございます。

ただいまから告示第105号をもって招集されました平成27年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。
なお、議場内の皆様方には、携帯電話の電源が切っているかの確認をお願いします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○議長（青木秀夫君） 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。平成27年の第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には年末ご多忙の中ご出席をいただき、ありがとうございます。

今年は、予報どおりエルニーニョの関係で暖冬なのか、残り20日余りに今年もなっただけでしたが、霜もおりたのかどうか、まだ私自身は確認しておらないということで、何だか暖かく感じられます。

そんな気象のせいも、基幹作物の27年度米も、価格こそ幾分かよかったですようですが、収量は微減だそうであります。抑制キュウリにつきましても、収量、価格とも低迷いたしたわけでありまして、その他露地野菜等につきましても暴落状況の様相を呈しておるようでありまして、農業経営者にとっては年越しの暗い材料となっているようであります。

また、アベノミクス第2弾の矢も放たれたと言われておりますが、新段階に移ったということでもあります。依然として一般サラリーマンを初めとする町民層には、その恩恵は届いておらないというふうに感じておりまして、いわゆる社会的弱者等にとっては、逆に苦しくなっているとの声も多々聞かれておりまして、いささか政府の本気度に疑問を呈したくなる年の暮れかなと思っております。

世界に目を向けますと、イスラム国が何らかの形で関与しているとされているテロ行為が世界各地で頻発しておりますが、先般11月13日パリの悲惨なテロ、その前の10月31日ですか、ロシア旅客機撃墜も、これも同じということも含め、数百人単位の一般人を巻き込んだテロ行為に対し、非難の声明を各国が出し、協調して対イスラム国戦闘行為を強めている中でありますが、日本へのテロ行為も心配されてきました。

12月1日に発生した靖国神社のトイレ爆破事件は、韓国青年イスラム主義者単独犯説が浮上していますが、日本もいよいよ対象国の一員になりつつある、例外ではないという定説を肯定するものとして、対テロ準備レベルの上昇の大きな一因となる現実が出てきたようでもあります。12月3日に起きた米国のイスラム国信者といいますが、関与の銃乱射といい、人間の秩序、世界の秩序、社会の秩序はどうなっていくのか、大きな問題であります。

あわせて、日本を取り巻く東南アジア情勢は、中国の軍事的、経済的台頭に伴い、強硬姿勢に憂慮すべき状況が続いてまいりましたが、昨今、外交力を発揮しての危機管理状況が、国の首脳、首相も含め見られま

すので、支持をしながら推移を見守っていくべきだろうと思っております。

他方、日本経済も株価は、久しぶりに2万円ラインを上下する、前後する水準に達しております。最安値の過去の時期の約2.5倍の水準にあるわけでありまして、またご承知のとおり、大企業の内部留保も350兆円を超えていると言われておりまして、特定企業といえますか、大企業に対するアベノミクスの効果はあらわれていると言われていたところでもあります。しかし、先々の不透明感が抜けないために、新たな設備投資、賃金アップにつながらず、内部留保が膨張している、いわゆる悪循環であるとの見方もあるわけでありまして、この点に政府が介入し、何とか好循環に戻そうという動きが現在活発化しているわけでありまして、経済界でも、その方向に、経済に政府が介入すべきでないという論理から、異論もあるようではありますが、これも見守ってまいりたいと思っております。

町においては、秋の大きなイベント的行事も終了し、また構成団体の研修等も終了したようであります。私自身は、婦人防火クラブの一日研修で東京臨海防災センターへ、総合農業振興協議会主催、農業青年24名の参加の半日研修で前橋の篤農家へ、区長会1泊研修で新潟県おぢやミュージアム「そなえ館」、国交省新潟防災センターへ、あるいは民生・児童委員会1泊研修で栃木県国際医療福祉大学及び東日本震災復興地視察へ、同じく1泊、全国町村長大会県選出国議員との話し合いへということで、東京でございましたが、平常の公務の傍ら、11月については忙しい研修日程でもありました。いずれも平素ご協力をいただいている町民を代表する皆様でもありますので、車中や宿での意見交換は、町政運営においての意見聴取等々も含め、十分参考になるものも多くあることから、いただいた意見等については、生かせるものについては生かしていくべき貴重な機会というふうに感じております。

さて、町については、板倉バイパスの橋台もいよいよ完成し、現状でプレロードがかかっておりますが、それも兼ねて、隣の北川辺までの路線が目に見える状況になってまいりましたし、八間樋橋もお待たせの感がありましたが、橋桁もいよいよ載りまして、完成に向かって進行しているところであります。

庁舎建設もご心配いただきましたが、松田平田設計とのやりとりを交わしながら、第5回の建設委員会を経過いたしましたし、近々6回目を予定しております。各位の意見を設計に吸収しながら、使いやすい、働きやすい、効率的で安全、安心の拠点となる、弱者に優しい、なおかつ合併等を視野に入れた応用性の高い、省エネルギーの役場の具体化が計画を進んでおります。もちろん費用の上昇分も心配されるわけでありまして、それらも加味した財政も考えながらということでもあります。

ほかに、行政区統合も、新役員の選出や各種団体の問題点のすり合わせ等も含め、次年度出発に向けて、各行政区で最終段階の努力を行っていただいております。

また、少子化に伴う小学校再編も、教育委員会を中心に原案づくりの検討に入っており、各種団体代表、学識経験者あるいは議員、職員等で構成される、再編準備委員会が昨年第1回として開かれたわけでありまして、この先十分検討いただき、PTAや地域の不安、質問に耐えられる原案を得た後、説明に臨むものと思っております。

突然話は変わりますが、11月5日突然、館林との合併を求める協議会設置の直接請求に関する代表者証明書の交付申請がなされました。11月9日に受理し、代表者証明書を交付いたしましたことはご承知のとおりであります。法定の1カ月以内の署名収集期間を経て、12月7日、昨日、署名簿の提出があったわけでありまして、ざっと600名を超す署名が数えられるようではありますが、この後、署名簿の審査を20日以内に選挙管理

委員会が行い、審査録の作成や有効署名総数の告示や署名簿の縦覧等、定められた手続を踏み、署名簿の返付を、署名簿を返すことを選管より代表者に行った後、翌日から5日以内に本請求が正式になされて、直ちにそこから動きを開始することとなりますので、法のとおり淡々と事務処理を進めたいと思っております。

現時点、町では例年のとおり、次年度の予算、人事に向けての係員に対する目標管理、能力シート、自己申告書をもとにした課長、係長による一般係員のヒアリング、さらに係長、課長に対する町長ヒアリングが終了し、最終調整に向けて財政ヒアリング、事業評価ヒアリングでしょうか、が企画財政課と各関係課、各課係長間で行われており、その後2月中旬ぐらいまで、町長、企画財政課、各課との最終ヒアリングが続く計画となっております。

現時点で各課要求と歳入予測との差額は6億円以上との話も入っております、これも例年のことでありますが、経常経費を差し引いた約30億円、35億円の、それから6億円をどういうふうに調整していくかということで、各課のやりたいこと、あるいはそれは町民の要望していることに対し、要求額に対し、収入予測を正確に見積もりながら、支出限度をできるだけ守りたいという企画財政課との激しい交渉、やりとりがこれから続くわけでありまして、まさに国の予算折衝あるいは復活、そういった言葉もお聞きになる機会もあるでしょうが、それと同じミニ版を、これから一定の期間続くわけでありまして、大きく国との違いは何か。債務、債券が自由に決められる国側と、同じことに対して県、国の制約が入り、自由に債務、債券ができない地方との差が大きくあるわけでありまして、財政比率はありますが、みずから決めて幾らでも借金ができる国に対して、各方の縛りにより限度内で泳がなくてはならない自治体のつらさを、この時期、痛切に感じる時期でもあります。

ということで、本議会については、議案46号から55号まで上程いたしました、慎重にご審議いただき、全議案原案どおり可決されますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶といたします。

大変ありがとうございます。お世話になります。

○諸般の報告

○議長（青木秀夫君） それでは、諸般の報告をします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、群馬東部水道企業団議会議員の選挙1件、町長提案の条例の制定1件、条例の改正3件、条例の廃止1件、群馬東部水道企業団の規約変更に関する協議1件、補正予算の議案4件であります。また、陳情につきましては、排水路整備1件、町道の拡幅整備1件、堤防溢水防止対策1件が提出されております。さらに、お手元に配付の陳情文書表のとおり、議員配付のみとして、「理科教育設備整備費等補助金予算増額についてのお願い」ほか2件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（青木秀夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

7番 今村好市君

8番 小森谷幸雄君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（青木秀夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、11月19日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、黒野一郎君。

[議会運営委員長（黒野一郎君）登壇]

○議会運営委員長（黒野一郎君） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、11月19日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日12月8日から16日までの9日間です。

会期の日程ですが、初日の本日は、群馬東部水道企業団議会議員の選挙を行い、その後、議案第46号から議案第50号までの条例の制定及び一部改正等の議案について、提案者から議案説明の後、議案ごとに審議、決定をします。次に、議案第51号の群馬東部水道企業団の規約変更協議に関する議案について、提案者から議案説明の後、審議、決定をします。続いて、補正予算関係の議案第52号から議案第55号について、本会議では提案者からの議案説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託し、審査します。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算審議、委員会採決を行います。また、陳情3件は、産業建設生活常任委員会へ付託し、審査します。

第2日目の9日は、5人の議員が一般質問を行った後、補正予算関係議案の委員長報告を行い、審議、決定を行います。

第3日目の10日は休会とし、第4日目の11日は産業建設生活常任委員会、第7日目の14日は総務文教福祉常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第8日目の15日は休会とし、最終日の16日は、委員会付託案件の陳情について委員長報告を行い、審議、決定を行います。また、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（青木秀夫君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認め、今定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から16日までの9

日間と決定いたしました。

○群馬東部水道企業団議会議員の選挙

○議長（青木秀夫君） 日程第3、群馬東部水道企業団議会議員の選挙について、事務局長より説明させます。

○議会事務局長（根岸光男君） それでは、ご説明申し上げます。

群馬東部水道企業団は、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の3市5町で構成され、平成28年4月1日の設立に向けて準備を進めております。企業団議員は、太田市3名、館林市、みどり市がそれぞれ2名、邑楽郡内各町はそれぞれ1名が定数となっております。

なお、選出の方法ですが、企業団の規約に「企業団議員は、構成市町の議会において議員の中から選挙する」と規定されております。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認め、指名推選に決定いたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

群馬東部水道企業団議会議員に、私、青木を指名推選したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認め、当選人と決定し、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

○議案第46号 板倉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

○議長（青木秀夫君） 日程第4、議案第46号 板倉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、早速議案のご審議をお願いいたしたいと思っております。

まずは、議案の第46号であります。板倉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてということでございます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、

地方公共団体が条例で定める事務の処理について個人番号を利用できる旨が規定されております。この規定に基づき、法に規定のない個人番号の利用について、市町村の条例で定めることとされたため、制定するものでございます。

細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 皆さん、おはようございます。ただいま町長から提案がありましたが、板倉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の細部についてご説明申し上げます。

この条例は、初めに第1条で趣旨について定め、第2条では条例で使用する用語の定義について定めております。

続いて、第3条では町の責務について定めています。

そして、第4条では個人番号の利用範囲について2項目にわたり定めています。まず、第1項では、地方公共団体が個人番号を利用できる事務を、番号法別表第2の第2欄に掲げられた事務としています。

次に、第2項では、この利用に関する役場庁内の連携を行うことを規定しています。これは、町が情報照会者であると同時に、情報提供者である場合に、役場庁内で特定個人情報のやりとりを行い、情報連携ができるよう、番号法別表第2の内容を包括的に規定するものです。

また、ただし書きでは、行政機関が特定個人情報の提供を管理するために用いる情報提供ネットワークシステムを使って、他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供が受けられることを規定しています。

そして、第5条では、規則への委任を定め、末尾に附則として、施行日を平成28年1月1日からとしています。この理由としましては、個人番号の利用が来年の1月1日から開始されることによるものです。

以上、細部説明をいたしました。個人番号業務をこれから円滑に遂行するため、ご理解いただき、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井議員。

○6番（荒井英世君） 6番、荒井です。1点だけちょっとお聞きいたします。

第3条の町の責務ですけれども、これは、この制度につきましては来年の1月1日から施行するということですが、その中で「地域の特性に応じた施策を実施するものとする」とあります。この板倉町の地域の特性に応じた施策といいますと、現段階でどのような施策を考えているのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 第3条の地域の特性に応じたということになっておりますけれども、現段階といたしましては、まだこれからいろいろ、未知数のところが多いところがありまして、現段階では特性そのものは考えておりません。国に合わせた形で行っていくということで対応したいと思っております。

○議長（青木秀夫君） 次に、今村議員。

○7番（今村好市君） 関連でお尋ねをして確認したいと思います。

群馬県はどうかかわからないのですけれども、全国的にはまだマイナンバーが届いていないという状況があちこちの自治体であるのですが、板倉町については、もう全て個人番号については個人の手元に届いたということで、届かないところはないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） ただいまのご質問ですが、町内配付は全て終了しております。しかし、宛てどころがない方ということで役場に返送になったものが約60通、それと郵便局が一度自宅に行ったのですけれども、そのときいなかったということで、1週間郵便局で預かったわけですが、その間引き取りがなかったということで、役場に返ったものが約250通ございます。それらにつきましては、現在電話、それと通知ですか、本人宛て通知を送りまして、役場に取りに来てくださいということで進めております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 今村議員。

○7番（今村好市君） びっくりしました。結構あるんですね。そこに住民登録はしてあるけれども、実際にいないという方、と思われる方が60通、そのほか留守で本人のところに届かないというのが250通もあるのですか。それは、最終的に、本人にとって、これが行かなかった場合は、どういう処理をしてしまうのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 役場で3カ月間保管いたします。その後、役場で、それを取りに来ない場合には破棄いたします。再度個人の方が欲しいということになったときには、再交付の申請書を出していただきます。その場合は、再交付の手数料という形で500円かかってしまいますけれども、とりあえず3カ月たちましたら役場で廃棄処分という形になります。

○議長（青木秀夫君） 今村議員。

○7番（今村好市君） マイナンバー制度は、個人にとってはメリットがほとんどないような感じなのです。行政が事務処理をする上で非常に省力化またはミスをなくすという部分があって、行政側のほうがメリットが高いので、では最終的に手元になくて、税金の申告だとか年金だとか、そういうときの事務上、今度マイナンバーがない場合は、手続ができないということになるのですか。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 番号通知カードですか、今回お配りしたわけですが、もしそれがなくても住民票で、マイナンバーが掲載された住民票というのを発行することができます。どうしても必要になった場合は、そちらの住民票を取得していただきまして、その番号を使っていただく形になると思います。

○議長（青木秀夫君） 市川議員。

○11番（市川初江さん） 11番、市川です。2点だけお聞きしたいと思います。

いろいろニュースなんかで見ておられますと、マイナンバーを受け取り拒否ということで受け取らない方がいらっしゃるということを知っていますけれども、板倉町ではいるのかいないのか、それが1点。

それと、住基カードとって、今まで個人を証明する住基カードというものがあつたということを知っていますけれども、私も知らなかつたのですけれども、それが個人を証明する今までのマイナンバーにかわる住基カードだということを知っていますけれども、マイナンバーが導入された場合は、この住基カードはなくすということになるのでしょうか。その2点をちょっとお伺いいたします。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 初めに、受け取り拒否の関係ですけれども、現段階では受け取りを拒否された方はいらっしゃいません。

それと、住基カードの関係ですけれども、住基カードは、今持っている方については、有効期限がある場合にはその期間までは使用することはできます。ただし、個人番号カードを新たに取得した場合には、その住基カードに関しては返却していただくということになりますので、新たに住基カードの発行というのは今後はしない予定でございます。

○議長（青木秀夫君） ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議案第47号 板倉町税条例等の一部改正について

○議長（青木秀夫君） 日程第5、議案第47号 板倉町税条例等の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第47号 板倉町税条例等の一部改正についてということでご提案申し上げ、ご審議いただきます。

本案につきましては、平成27年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴う板倉町税条例等の一部改正でございます。

今回の主な改正でございますが、地方税の猶予制度につきまして、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保するため、納税者の申請に基づき、徴収猶予及び換価の猶予について、お金にかえる換価の猶予について所要の改正を行うものでございます。この猶予につきましては、平成28年4月1日以降に納期が到来するものから適用されることになります。

また、固定資産税では、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」の拡充を行います。「わがまち特例」とは、これまで国が一律で定めていた償却資産等の特例割合を、市町村が判断し、条例で定める仕組みであります。これまで当町におきましても、6種類の償却資産について特例措置を導入しております。今般の改正では、新築のサービスつき高齢者賃貸住宅を新たに6種類に追加するものであります。

町たばこ税につきましては、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止する改正でございます。

また、各税の減免申請につきましては、減免対象者の便宜を図るため、申請期限を「納期限7日前」から「納期限」に改正するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。これについては、私が申し上げた内容が全てでございますので、改めての担当課長の説明は予定しておりません。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷稔也君。

○2番（針ヶ谷稔也君） 2番、針ヶ谷です。よろしくお願ひします。

この板倉町税条例につきましては、7条から16条までが以前削除という形になって、今回7条から12条まで、これは復活という形ですか、新たに12条までを加えたという形ですか、そこの確認をしたいのですが、お願ひします。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） ただいまのご質問ですけれども、確かに税条例では今までその条項は削除されておりました。そこの部分に今回改正されたものを追加したものでございます。

○議長（青木秀夫君） ほかに。

「なし」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願ひします。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議案第48号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正について

○議長（青木秀夫君） 日程第6、議案第48号 板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第48号であります。板倉町小口資金融資促進条例の一部改正についてということであります。

本案は、板倉町小口資金融資促進条例について、上位法である中小企業信用保険法の一部改正法が平成27年10月1日に施行されたことに伴い、群馬県小口資金融資制度要綱も改正されたことを受け、町条例も合わせて所要の必要な改正を行うものであります。

具体的な改正点については2点ございます。まず、1点目は、中小企業信用保険法の一部改正法において、中小企業者の定義に「特定非営利活動法人」が加えられたことに伴い、町条例第2条第1号内の中小企業者の定義の号ずれを合わせる改正をするものであります。

2点目につきましては、中小企業信用保険法の一部改正法において、小規模企業者の定義にも「特定非営利活動法人」が加えられたことに伴い、町条例第2条第2号の小規模企業者の定義においても同様に、号のずれを合わせる改正をするものであります。

これにつきましても以上のとおりでございますので、改めての担当課長の説明は用意いたしておりませんので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願ひます。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議案第49号 板倉町下水道条例の一部改正について

○議長（青木秀夫君） 日程第7、議案第49号 板倉町下水道条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第49号であります。板倉町下水道条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、平成28年4月1日から群馬東部水道企業団において、3市5町、これは太田、館林、みどり、それに板倉、明和、千代田、大泉、邑楽各町、3市5町における水道事業の経営に関する事務を共同処理することに伴い、水道の納入期限等が変更になるわけであります。従来、公共下水道使用料は、水道料金と同時徴収の方法をとっていることから、公共下水道使用料についても同様に変更するものであります。

なお、企業団への移行を円滑に進めるため、平成28年1月から施行するものといたします。

以上ご説明申し上げましたが、これについても今の内容でありますので、改めての課長の説明は予定しておりません。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議案第50号 板倉町水道事業の設置等に関する条例等の廃止について

○議長（青木秀夫君） 日程第8、議案第50号 板倉町水道事業の設置等に関する条例等の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、議案第50号であります。板倉町水道事業の設置等に関する条例等の廃止についてということであります。

本案につきましては、平成28年4月1日から群馬東部水道企業団において、3市5町における水道事業の経営に関する事務を同じく共同処理することに伴い、構成市町の水道事業を廃止しようとするものであります。

以上、説明を申し上げます。同じく担当課長の説明は予定いたしておりませんが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議案第51号 群馬東部水道企業団の規約変更に関する協議について

○議長（青木秀夫君） 日程第9、議案第51号 群馬東部水道企業団の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第51号 群馬東部水道企業団の規約変更に関する協議についてということであり
ります。

本件につきましては、群馬東部水道企業団の規約を変更するに当たり、地方自治法第286条第1項の規定により、群馬東部水道企業団構成市町間の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会にお諮りするものであります。

規約変更の理由でございますが、下水道使用料金の算出は、水道使用水量に基づいて算定しております。効率的な事務を進めるためには、水道料金と同時徴収の方法が合理的であり、企業団が業務を履行することにより、下水道使用料の確実な確保による収納率の向上及び住民の便益の増進を図ることができるものと考えております。

以上のことから、群馬東部水道企業団の共同処理する事務に公共下水道等使用料の徴収業務に関する事務を加え、企業団規約を一部改正しようとするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、同じく担当課長の説明は予定しておりません。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議案第52号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

議案第53号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第54号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第55号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（青木秀夫君） 日程第10、議案第52号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第5号）から日程第13、議案第55号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第2号）までの4議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、議案第52号から第55号まで、平成27年度の各会計の補正予算でございます。したがって、一括して議長の指示により説明させていただきます。

初めに、議案第52号 平成27年度一般会計の補正予算、これは第5号、5回目についてでございます。

本補正予算につきましては、5回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,875万1,000円を追加し、合計、総額を59億33万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方特例交付金に136万6,000円、地方交付税に1億5,612万3,000円、寄附金に95万5,000円、繰越金に2億7,001万1,000円、諸収入に25万8,000円をそれぞれ追加し、国庫支出金から221万7,000円、県支出金から7万3,000円、繰入金から4,767万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、総務費に3億6,833万1,000円、民生費に865万3,000円、衛生費に78万7,000円、農林水産業費に11万円、商工費に52万円、教育費に35万円それぞれ追加するものでございます。

債務負担行為につきましても所要の補正をするものでございます。

以上が27年度一般会計補正予算（第5号）についてであります。

次に、議案第53号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ364万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,975万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金に145万8,000円、諸収入に25万3,000円、繰越金に193万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療連合納付金に145万8,000円を、諸支出金に218万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上が平成27年度の板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

次に、議案第54号の平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてということでご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,081万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億8,615万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、共同事業交付金に5,081万4,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、保険給付費に2,615万1,000円、共同事業拠出金に2,466万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上が国民健康保険特別会計の今回第2号についての補正予算であります。

次に、議案第55号 板倉町水道会計補正予算（第2号）についてであります。

本案につきましては、一般会計からの繰入金に関するもので、予算第3条、水道事業収益既決予定額3億5,927万4,000円に、営業外収益として21万6,000円を追加する補正であります。

繰入金の内容につきましては、総務省が示す繰り入れ基準である地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費に対しての繰入金でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上、52号から55号までの議案を一括してご説明申し上げましたが、総じて担当課長の説明は予定しておりません。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木秀夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第52号から議案第55号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第55号までの4議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○陳情第4号 幹線用排水路の整備について

陳情第5号 町道1179号線の拡幅整備について

陳情第6号 大字離地先の仲伊谷田承水溝堤防溢水防止対策について

○議長（青木秀夫君） 日程第14、陳情第4号 幹線用排水路の整備についてから日程第16、陳情第6号 大字離地先の仲伊谷田承水溝堤防溢水防止対策についてまでの3件の陳情については、産業建設生活常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（青木秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号から陳情第6号は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○散会の宣告

○議長（青木秀夫君） 以上をもちまして本日の議事日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会したいと思います。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時02分）